

## 北陸ブロック道路標識適正化委員会富山県部会規約

- (名称)  
第1条 本会の名称は、北陸ブロック道路標識適正化委員会富山県部会(以下「標識富山県部会」という)とする。
- (目的)  
第2条 標識富山県部会は、富山県内の高規格道路、国道、県道及び市町村道の道路標識の設置及び管理等について関係機関相互の調整を図り、道路交通の円滑化に資することを目的とする。
- (組織)  
第3条 標識富山県部会は、別紙-1にあげる委員をもって構成する。
- (部会)  
第4条 1 標識富山県部会は、部会長を置く。  
2 部会長には、北陸地方整備局富山河川国道事務所長がこれにあたり、部会を総括する。  
3 副部会長には、富山県道路課長がこれにあたり部会長を補佐する。  
4 部会長は、必要に応じ臨時の委員を選出し、部会に参加させることができる。
- (会議)  
第5条 標識富山県部会は部会長が招集し、必要の都度開催する。
- (事務局)  
第6条 標識富山県部会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所調査第二課、富山県道路課、および中日本高速道路(株)金沢支社 高速道路事業部 道路管制センター 交通管制課に置く。
- (雑則)  
第7条 この規約は標識富山県部会にはかつて、変更することができる。
- 付則 この規約は令和3年3月25日から施行する。

## 別紙-1

## 北陸ブロック道路標識適正化委員会富山県部会構成員

部会長 富山河川国道事務所長

副部会長 富山県道路課長

委員 (国土交通省)

富山河川国道事務所  
(富山県)

調査第二課長

新川土木センター

工務第一課長

新川土木センター入善土木事務所

工務課長

富山土木センター

施設管理課長

富山土木センター立山土木事務所

工務課長

高岡土木センター

施設管理課長

高岡土木センター氷見土木事務所

工務課長

高岡土木センター小矢部土木事務所

工務課長

砺波土木センター

工務第一課長

(中日本高速道路(株)金沢支社)

富山高速道路事務所

工務担当課長